

事

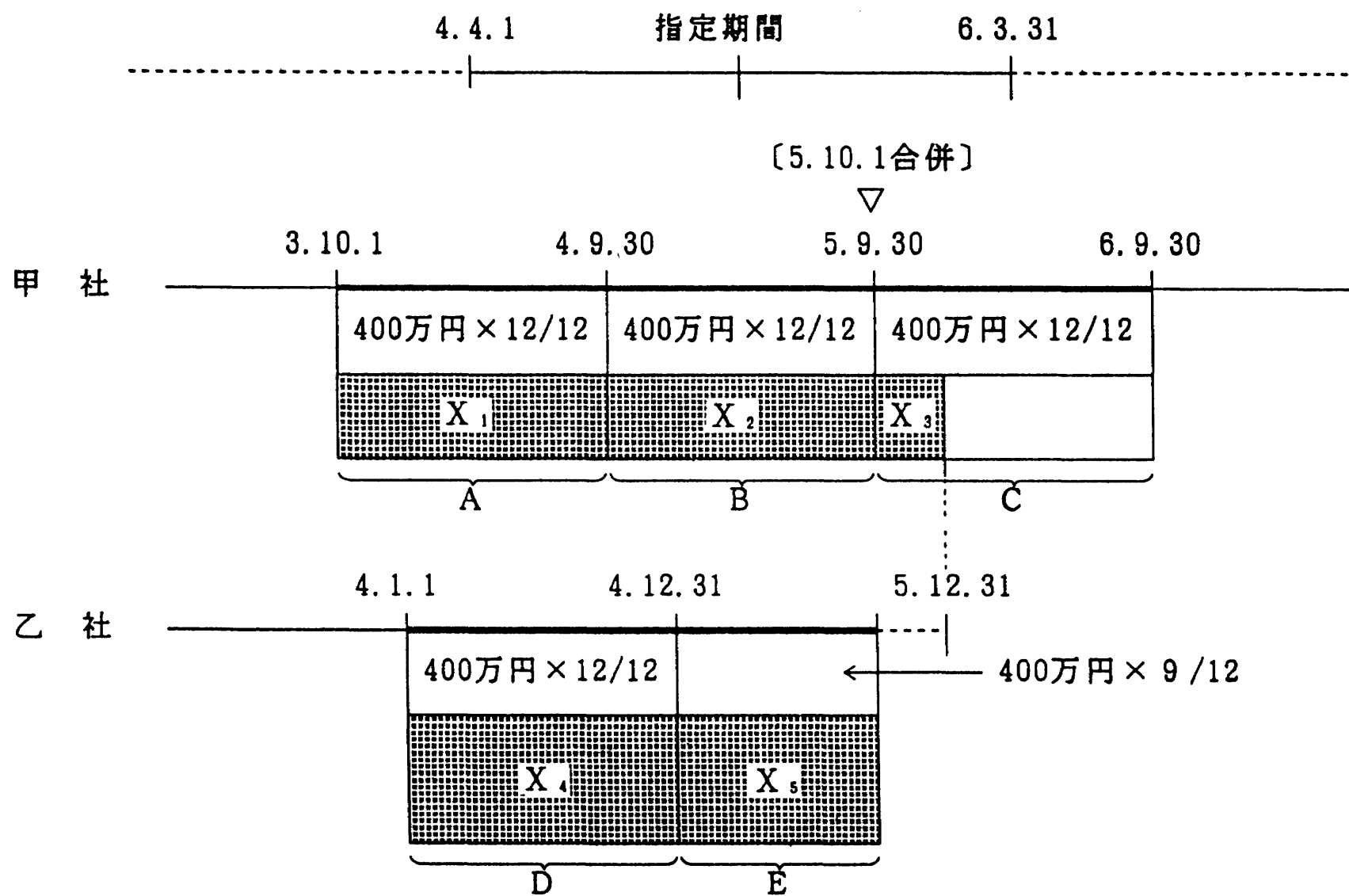
例

【例7②】吸収合併をした場合〔乙社が基準法人となる場合〕

指定期間内(5.10.1)に吸収合併

合併法人甲社 … 9月決算(年1回)

被合併法人乙社 …… 12月決算(年1回)



課税事業年度の説明	課税標準法人税額の計算
<p>○ 基準法人である乙社は指定期間の初日(4.4.1)を含む事業年度を有する法人であるから、乙社の平成4年4月1日以後最初に終了する事業年度開始の日(4.1.1)から2年を経過する日(5.12.31)までの期間を含む甲社の事業年度(4.9期、5.9期及び6.9期)が課税事業年度となる(法人特別税法7②五、令2①一)。</p>	<p>①3.10.1～4.9.30 $X_1 = A - 400\text{万円} \times 12/12$</p> <p>②4.10.1～5.9.30 $X_2 = B - 400\text{万円} \times 12/12$</p> <p>③5.10.1～6.9.30(最後の課税事業年度) $X_3 = (C - 400\text{万円} \times 12/12) \times \underline{3/12}$ (注)最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日(5.10.1)から基準法人乙社の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後2年を経過する日(5.12.31)までの期間の月数で按分(下線部分)する(法人特別税法9④三、令3①一)。</p> <p>○ 被合併法人乙社については、指定期間内に終了する事業年度(4.12期及び5.9期)が課税事業年度となる(法人特別税法7②一)。また、当該課税事業年度の課税標準法人税額の計算は次のとおりである(法人特別税法9④一、令3②)。</p> <p>④4.1.1～4.12.31 $X_4 = D - 400\text{万円} \times 12/12$</p> <p>⑤5.1.1～5.9.30(最後の課税事業年度) $X_5 = (E - 400\text{万円} \times 9/12) \times \underline{9/9}$</p>